

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第4号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第29条第1項又は給与等条例第24条第1項の職員たる要件を具備するに至ったときは、通勤届（様式第1号）又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。当該条項の職員たる要件を具備する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、また同様とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿（様式第2号）に記載し、又は電磁的方法により記録するものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第29条第1項又は給与等条例第24条第1項の職員たる要件を具備するに至ったときは、通勤届又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。当該条項の職員たる要件を具備する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、また同様とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載し、又は電磁的方法により記録するものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第12条 通勤届等の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の通勤手当に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。